

## プロポーザルの実施（公告）

広報テレビ番組をより多くの県民に視聴してもらい、県政に対する理解と参加の促進を図ることを目的として、広報テレビ番組放送等業務の委託候補者を選定するため、プロポーザルを行うので公告する。

令和8年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

### 1 業務概要

- (1) 業務の名称 広報テレビ番組放送等業務
- (2) 業務内容 別添の実施要領のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 2 プロポーザルに参加する者の資格要件

概ね県内全域で視聴可能な自社の放送網を有する者

### 3 プロポーザルに参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用者
- (3) 提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この公告の日から見積執行期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) 参加表明書の提出期限の日及び見積執行期日以前6か月以内に、電子交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当する者
- (10) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から2年を経過していない者
- (11) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除

要綱第4条に基づく排除措置を受けている者

#### 4 関係資料の配布場所、期間及び方法

公告及びプロポーザル実施要領等の関係資料は、この公告の日から令和8年2月4日（水）まで（県の閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで12に定める機関で配布するほか、次に示す長崎県のウェブサイトに掲載する。

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsujoho/gyomuitaku/768480.html>

#### 5 説明会の開催

日 時：令和8年1月23日（金）午前10時から

場 所：長崎市尾上町3-1 長崎県庁314会議室

その他：説明会への出席者は、1事業者あたり4名までとする。

出席者名を令和8年1月22日（木）午後5時までに電子メールで12に定める機関へ報告すること。

#### 6 参加申込の方法等

プロポーザルに参加したい事業者は、参加表明書（第1号様式）及び関係書類を次により提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留など配達記録が残るものに限る）とする。
- (2) 提出先 12に定める機関
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期限 令和8年2月4日（水）午後5時 ※必着

#### 7 参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった参加表明書及び関係書類を確認し、確認結果を令和8年2月9日（月）までに申請者へ通知する。

#### 8 企画提案書の提出方法等

別添の実施要領により、企画提案書及び関係書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留など配達記録が残るものに限る）とする。
- (2) 提出先 12に定める機関
- (3) 提出部数 7部（正1部、副6部）
- (4) 提出期限 令和8年2月24日（火）午後5時 ※必着

#### 9 企画提案書の審査

提出された企画提案書及び関係書類について、広報テレビ番組放送等業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行い、最優秀提案者と次点提案者と第3提案者を選定する。なお、審査については書類審査とする。

## 10 契約の締結

長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)の規定により、最優秀提案者と次点提案者については本委託業務についての契約締結の交渉(見積執行)を行う。なお、当該提案者との契約が成立しない場合には、第3提案者と契約締結の交渉を行う。

## 11 契約保証金

長崎県財務規則第113条第8号の規定により、契約保証金の納付を免除する。

## 12 プロポーザルに関する事務を担当する機関の名称等

(住所)〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

(名称)長崎県 秘書・広報戦略部 広報課 広報担当

(電話)095-895-2023

(電子メール)s18030@pref.nagasaki.lg.jp

## 13 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び長崎県財務規則によるものとする。